

【令和 7 年度宮城県農村振興施策検討委員会】

中山間地域等直接支払交付金について

- 1 令和 7 年度の実績について（見込み） 【P 1】
- 2 令和 8 年度の計画について 【P 3】
- 3 第 6 期対策中の交付金の現状と課題について 【P 5】



棚田カード（丸森町大張沢尻）

宮城県農政部農山漁村なりわい課

1 令和7年度の実績について（見込み）

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続し、農用地の有する多面的機能を維持・発揮するための制度であり、令和7年度の実績（見込み）は以下のとおり。

（1）取組面積等

R8.2時点

	R6実績	R7実績見込	増減	対前年度比率
市町村数	13	14	1	108%
協定数	216	188	▲ 28	87%
取組面積(ha)	2,242	2,040	▲ 202	91%

○主な増減の理由

- ・令和7年度より岩沼市が新たに制度の取組開始（10ha）
- ・既存協定の面積減、廃止など

市町村別の実績については表1のとおり

（2）交付額

（単位：千円）

	R6実績	R7実績見込	増減	対前年度比率
交付額(総額)	[341,576] 339,528	[321,658] 321,658	[▲ 19,918] ▲ 17,870	[94.2%] 94.7%
国費	[165,011] 164,019	[155,863] 155,863	[▲ 9,148] ▲ 8,156	[94.5%] 95.0%
県費	[88,283] 87,754	[82,897] 82,897	[▲ 5,386] ▲ 4,857	[93.9%] 94.5%
市町村費	[88,283] 87,755	[82,897] 82,898	[▲ 5,386] ▲ 4,857	[93.9%] 94.5%

表中上段[]内は要望額

- ・通常地域：「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎法」、「離島振興法」の指定地域
負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4
- ・県特認地域：通常地域以外で4法指定地域に地理的に接する農用地など
負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3

○主な増減理由

- ・協定数や面積の減少に伴う減

（3）活動実績

①担当者会議、支援研修会等の実施

i) 市町村担当者会議

- ・令和7年5月28日
- ・市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に、事業説明や注意事項等について説明。
- ・参加者：34名

ii) 協定活動支援研修会

- ・令和8年2月2日
- ・基調講演、情報提供等の研修会を対面・Web併用形式により開催。
- ・参加者：約270名

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査（令和7年12月～令和8年2月実施）

- ・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

(表1) 中山間地域等直接支払交付金 市町村別交付額一覧表

市町村名	R6実績			R7実績見込			増減		
	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数
白石市	139	26,570	8	125	23,944	6	▲ 14	▲ 2,626	▲ 2
角田市	42	8,879	4	32	6,134	3	▲ 10	▲ 2,745	▲ 1
七ヶ宿町	169	15,458	5	144	12,912	5	▲ 25	▲ 2,546	0
川崎町	62	4,982	3	60	6,255	3	▲ 2	1,273	0
丸森町	554	74,284	27	513	71,113	27	▲ 41	▲ 3,171	0
仙台市	187	18,811	11	162	19,869	9	▲ 25	1,058	▲ 2
岩沼市				10	3,081	1	10	3,081	1
大和町	44	7,322	2	43	7,271	2	▲ 1	▲ 51	0
大崎市	90	14,652	12	83	13,317	11	▲ 7	▲ 1,335	▲ 1
加美町	47	7,486	8	43	6,815	7	▲ 4	▲ 671	▲ 1
栗原市	519	111,323	68	495	110,699	61	▲ 24	▲ 624	▲ 7
登米市	12	2,991	1	12	2,241	1	0	▲ 750	0
気仙沼市	288	38,292	53	244	30,127	41	▲ 44	▲ 8,165	▲ 12
南三陸町	90	8,478	14	75	7,880	11	▲ 15	▲ 598	▲ 3
合計	2,242	339,528	216	2,040	321,658	188	▲ 202	▲ 17,870	▲ 28

※四捨五入のため内訳と合計の不一致あり

(表2) 第1期対策から第5期対策までの実績

	協定数	取組市町村数	交付面積(ha)	総事業費(千円)
1期対策(H12-H16)	328	21	2,613	387,296
2期対策(H17-H21)	253	14	2,182	287,527
3期対策(H22-H26)	232	13	2,100	294,958
4期対策(H27-R1)	234	13	2,314	344,720
5期対策(R2-R6)	216	13	2,242	339,528
6期対策(R7-R11) R7実績見込	188	14	2,040	321,658

2 令和8年度計画について

(1) 取組み面積等

組織数	取組面積 (ha)	交付額 (百万円)
(188)	(2,040)	(322)
189	2,080	330

※上段 () は、令和7年度要望額。

下段の令和8年度要望は、市町村要望調査 (R8.1月時点) に基づく

○主な変更内容

集落協定の増減等 (白石市+1、川崎町2協定統合により▲1、仙台市+1)

○取組市町村：14市町

大河原管内：白石市、角田市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町

仙台管内：仙台市、岩沼市、大和町

大崎管内：大崎市、加美町

栗原管内：栗原市

登米管内：登米市

気仙沼管内：気仙沼市、南三陸町

(2) 令和8年度事業計画について

①担当者会議、支援研修会等の実施

i) 活動組織支援研修会の開催

→ 令和7年度に引き続き、協定役員の多くが参加でき、より制度の理解向上と継続意欲の醸成を図るため、協定組織に対する研修会を開催する。

ii) 市町村担当者会議の開催

→ 国からの制度改正点等の伝達及び適正な事務処理について説明。

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査

・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

③事業の評価と推進課題の検討

i) 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

④実施状況の公表

i) 「令和7年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として、交付金の交付状況、活動の実施状況等について、県政情報センター及び県ホームページにより、公表予定。

中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 28,460百万円 (前年度 28,460百万円)

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

＜事業目標＞

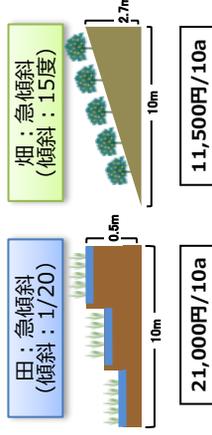
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円 (前年度 27,560百万円)
 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



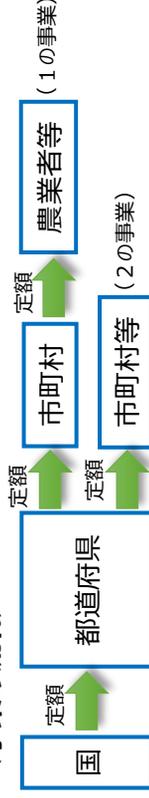
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

※1 複数の集落協定期間の活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円 (前年度 900百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)※2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円 (地目にかかわらず)

※2 第5期対策(R2~R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10ha~40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。

3 第6期対策における交付金の現状と課題について

(1) 全国的な課題・方向性

- ・ 集落協定の構成員の高齢化が進み共同活動の体制が脆弱化してきている。
 - ・ 廃止協定の9割は10ha未満の小規模協定であり、廃止の主な理由は高齢化等による人材不足によるもの。
 - ・ 協定廃止となれば農地の荒廃化が進行するおそれがあるため、将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりが必要。
- 6期対策で協定の統合や多様な組織の参画による、ネットワーク化加算が新たに創設された。また、満額の交付となる体制整備単価をもらうためにネットワーク化活動計画を作成することが要件となった。

(2) 本県の現状と課題

- ・ 構成員の高齢化により、「継続は困難」「あと5年間継続できる自信がない」と考える協定が数組織。
- ・ 6期対策に移行し28協定が減となりましたが、全国の傾向と同様に廃止協定の9割は10ha未満の小規模協定であり、廃止の主な理由は高齢化等による人材不足によるもの。
- ・ 次期対策は継続予定でも、構成員の減少等により維持管理が追い付かない農用地は対象から外さざるを得ず規模縮小傾向の協定や、第7期対策(R12～)は難しいだろうと考える協定も多い。
- ・ 協定の広域化(統合)については、一番近い協定でも距離が離れていて物理的に困難であったり、距離が近くても運営方針の違い等から、実現することは少ない。
- ・ 第6期対策では協定の統合や多様な組織の参画を推進するネットワーク化加算やネットワーク活動計画などの新たな取組がはじまったが、協定にとって協定の統合や、多様な組織の参画は、ハードルが高くネットワーク化加算を活用した協定は1協定のみであった。
- ・ 構成員が多い協定においても、共同活動に参加するのはいつも固定の数人であったり、事務を行うのが1人だけだったり負担が一部に偏っているケースも散見される。

(3) 本県の第6期対策の方針

- ・ 中山間地域において統合等を実践するのは困難であり、研修会の開催や関係機関の支援等により、可能なところから体制づくりの強化を促す。
- ・ 協定の統合については難しくても、多様な組織(同じ集落内に存在する、自治会など)との連携が図れないかを検討していく。
- ・ 耕作者の意向や地域の状況などについて関係市町とも情報共有を図り、協定が負担にならないような支援を行っていく。